

シンポ株式会社

第50期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年9月18日（金曜日）

午前10時

開催場所

名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

決議事項

【会社提案】

第1号議案 剰余金処分の件

【株主提案】

第2号議案 剰余金処分（普通配当）の件

第3号議案 剰余金処分（記念配当）の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様への安全を第一に、本年の株主総会を以下のとおり運営してまいります。

- 感染リスク低減のため、座席間の間隔を広げて設置させていただきます。このことから、ご用意できる席数が限られ、ご入場いただけない恐れがございますので、本定時株主総会におきましては、極力、同封の議決権行使書をご返送いただくか、インターネットにより議決権を行使（2～3頁参照）いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主様にはマスク着用、アルコール消毒、入口では検温をさせていただきますので、ご理解ご協力お願い申し上げます。
- 運営スタッフ及び登壇役員につきましてはマスクを着用させていただきます。
- 株主総会終了後に例年開催しておりました会社説明会は、本年は中止させていただきます。
- 本年は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取止めとさせていただきます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 5903
2020年9月2日

株 主 各 位

名古屋市名東区若葉台110番地

シンポ株式会社

代表取締役社長 田 中 利 明

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2020年9月17日（木曜日）午後6時までにご行先くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月18日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第50期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
計算書類報告の件

決議事項

【会社提案】

第1号議案

剰余金処分の件

【株主提案】

第2号議案

剰余金処分（普通配当）の件

第3号議案

剰余金処分（記念配当）の件

株主提案（第2号議案及び第3号議案）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（31頁から32頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <https://www.shinpo.jp>）において周知させていただきます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.shinpo.jp>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2020年9月18日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送く
ださい。

行使期限

2020年9月17日（木曜日）
午後6時到着分まで



電磁的方法（インターネッ ト）で議決権を行使 される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2020年9月17日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

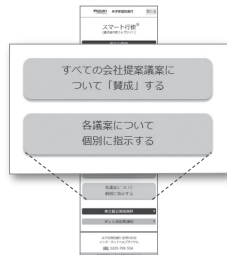
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

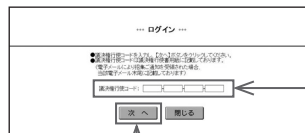
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

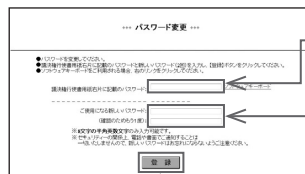
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2019年7月1日
至 2020年6月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響や英国のEU離脱問題などにより先行きに対する懸念が深まっていましたが、雇用・所得水準の改善による内需に支えられ、緩やかな回復基調が続いておりました。しかし、昨年10月の消費増税の影響による個人消費マインドの低下が表面化するさなか、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国のみならず世界経済に深刻な打撃を与え、先行きは極めて不透明な状況となりました。

当社グループの主要マーケットである焼肉業界におきましては、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、消費者の外出自粛により外食機会が大きく減少したため、店舗では臨時休業・時短営業など非常に厳しい経営環境が続きました。

このような状況下で当社グループは、無煙ロースターを安全で安心してご利用いただけるようダクト清掃の推奨や無煙ロースターの入替などの販売強化に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、受注の中止や延期が相次ぎました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は5,830百万円(前期比1.4%減)、営業利益は709百万円(前期比5.2%減)、経常利益は727百万円(前期比4.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は445百万円(前期比14.7%減)となりました。

無煙ロースター関連事業における品目別売上高は、次のとおりであります。

品目	第 49 期 (前連結会計年度) (2019年6月期)		第 50 期 (当連結会計年度) (2020年6月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
製品	2,021百万円	34.2%	1,962百万円	33.7%
部材品	940	15.9	875	15.0
据付工事	1,632	27.6	1,588	27.3
その他内装工事	1,049	17.7	1,091	18.7
商品	259	4.4	232	4.0
アミ洗浄	10	0.2	80	1.4
合計	5,914	100.0	5,830	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は897,951千円であります。その主たる内容は、新工場用土地744,149千円、アミ洗浄工場工具器具備品78,270千円、新基幹システム11,522千円等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 2017年6月期	第 48 期 2018年6月期	第 49 期 2019年6月期	第 50 期 (当連結会計年度) 2020年6月期
売 上 高 (千円)	4,908,401	5,632,029	5,914,155	5,830,240
経 常 利 益 (千円)	619,530	746,465	760,736	727,585
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	427,923	515,201	523,026	445,904
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	75.60	91.02	92.41	78.78
総 資 産 (千円)	4,653,201	5,335,183	5,746,387	6,099,423
純 資 産 (千円)	3,734,270	4,188,518	4,532,883	4,841,479
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	659.64	739.90	800.74	855.28

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
神府貿易(上海)有限公司	70百万円	100%	中国における無煙ロースターの販売
SHINPO AMERICA, INC.	55百万円	100%	北米における無煙ロースターの販売

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や第2波・第3波の発生も想定される中、国内外の経済は長期的に未曾有の厳しい状況が続くものと予想されます。

このような市場環境に対処するために、当社グループは、販売ターゲットとして焼肉店以外の飲食店からの焼肉店への新規参入や、他社ロースター使用焼肉店への弊社ロースターへの買替促進などの販売強化を図ってまいります。しかし、外食産業にとって新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、弊社の業績も影響を受けることが懸念されます。

以上により、当社グループの次期の連結業績につきましては、売上高5,030百万円(前期比13.7%減)、営業利益は505百万円(前期比28.8%減)、経常利益は521百万円(前期比28.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は355百万円(前期比20.4%減)を見込んでおります。なお、配当につきましては18円とさせていただく予定であります。

株主の皆様におかれましても、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2020年6月30日現在）

当社グループは、無煙ロースターの製造、販売及びその附帯工事を主要な事業内容としております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2020年6月30日現在）

① 当社

本社	名古屋市名東区
札幌支店	札幌市白石区
東京支店	東京都北区
名古屋支店	名古屋市名東区
大阪支店	大阪府吹田市
仙台営業所	仙台市太白区
さいたま営業所	さいたま市緑区
横浜営業所	横浜市中区
福岡営業所	福岡市東区
福岡工場（アミ洗浄）	福岡市東区
名古屋工場	愛知県みよし市

② 子会社

神府貿易（上海）有限公司	中国上海市
SHINPO AMERICA, INC.	米国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況（2020年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
96名(25名)	6名減(5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
87名(25名)	5名減(5名減)	39.1歳	9.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 百 五 銀 行	290,000千円
株 式 会 社 十 六 銀 行	20,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,775,000株
- ② 発行済株式の総数 6,140,850株
- ③ 株主数 2,483名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ヤマタケ総業有限会社	1,565,850株	27.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	464,000	8.2
山田 清久	390,750	6.9
シンポ取引先持株会	256,200	4.5
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	232,300	4.1
株式会社百五銀行	150,000	2.7
名古屋中小企業投資育成株式会社	150,000	2.7
種村 桂介	126,400	2.2
国際電業株式会社	83,300	1.5
林口 悟	73,100	1.3

（注）当社は、自己株式481,003株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2017年2月17日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり72,500円 (1株当たり725円)
権利行使期間		2020年10月1日から 2024年3月5日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 5名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2018年6月期から2020年6月期の3事業年度において、当社の営業利益が下記(a)から(c)にそれぞれ掲げる水準を全て満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を、2020年6月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 2018年6月期：650百万円

(b) 2019年6月期：700百万円

(c) 2020年6月期：750百万円

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況（2020年6月30日現在）

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 利 明	株式会社ヤクニッ ク 社外監査役 神府貿易（上海）有限公司 董事長
専 務 取 締 役	水 野 泰 彦	管理部長 SHINPO AMERICA,INC. CEO
常 務 取 締 役	安 藤 紀 彦	東京支店長
取 締 役	片 岡 光 男	札幌支店長
取 締 役	森 竜 英	名古屋支店長
取 締 役	山 田 清 久	生産管理部長
取 締 役	谷 村 政 美	大阪支店長
取 締 役	阿 知 波 智 大	阿知波会計事務所 所長 監査法人東海会計社 代表社員
常 勤 監 査 役	大 西 一 彦	
監 査 役	安 田 加 奈	安田会計事務所 所長 スギホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役 中央発條株式会社 社外取締役 コンドーテック株式会社 社外監査役
監 査 役	光 岡 要 次 郎	光岡会計事務所 所長 A B ホテル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役阿知波智大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大西一彦氏、監査役安田加奈氏及び光岡要次郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役安田加奈氏及び監査役光岡要次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役阿知波智大氏、監査役大西一彦氏、監査役安田加奈氏、及び監査役光岡要次郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (1 名)	167,444千円 (2,235千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	7,590千円 (7,590千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4 名)	175,034千円 (9,825千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額32,160千円（取締役8名に対し30,710千円（うち社外取締役に対して435千円）、監査役3名に対して1,450千円（全て社外監査役））。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,794千円（取締役7名に対し9,654千円、監査役1名に対し140千円）。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役阿知波智大氏は、阿知波会計事務所の所長、及び監査法人東海会計社の代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役安田加奈氏は、安田会計事務所の所長、スギホールディングス株式会社、コンドール株式会社、コンドール株式会社の社外監査役、及び株式会社ゲオホールディングス、中央発條株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役光岡要次郎氏は、光岡会計事務所の所長、及びA Bホテル株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	阿知波 智 大	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 西 一 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	安 田 加 奈	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	光 岡 要 次 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人は企業理念に基づき、法令、定款、社内規程を遵守します。取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為又はおそれを発見した場合の報告体制として、内部監査人1名が、監査役・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また、随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備してまいります。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱い、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行ってまいります。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理には、法令・規程等を遵守した業務執行ができているかをチェックするコンプライアンス管理、取引先の与信をチェックする与信管理、それと今後起こるかもしれない不測の事態（地震、火災など。）に対応するための危機管理等があります。

これらのリスク管理は、管理部が管轄し、必要に応じて外部からの情報等を取得して対応しております。

不測の事態が発生した場合は、取締役管理部長指揮下で対策本部を設置し、的確且つ迅速な対応をとることでリスクを最小限にとどめ、損失の拡大を防ぐ体制をとっております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

業務の運営につきましては、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度総合予算を立案し、全社的な目標を設定しております。また、各部門におきましては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社外での職務となる営業部スタッフ及び、研究部門である技術開発部スタッフに関しては、業務日報を社長に毎日提出する体制の徹底を図っております。

また、内部監査課は各部署の日常的な活動状況を監視するとともに、直接社長に報告する体制をとっております。

その他、法令遵守体制及び問題点の有無を調査検討し、条例等の定期的な確認等も行っており、また適宜、研修会等への参加も実施しております。

ヘ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理しております。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。

リ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

また、取締役、使用人は重要な会議の開催日時を監査役に連絡し、出席を依頼しております。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は文書、資料を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人から追加の説明・報告を求めることができる体制をとっております。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うため以下の事項を遵守する体制を維持整備しております。

- ・反社会的勢力に対し、不当な要求に安易な妥協での解決をしない。
- ・反社会的勢力に対し、合法非合法にかかわらず取引しない。
- ・反社会的勢力に対し、名目の如何にかかわらず利用しない。

ヲ. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、管理部を中心として、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備しております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役による監査が実施され、取締役は相互に職務執行の監督を行いました。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等は当社文書管理規程に従い保存されています。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク情報を収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図りました。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行いました。また、中期経営計画及び年度総合予算を立案し、取締役会においてその状況を検証の上、対処すべき課題についての対策を立案・実行しました。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、内部監査課は業務日報等の文書・資料を閲覧し、必要に応じて追加の説明・報告を受け、日常的な活動状況を監督しました。

ヘ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社において統括管理しました。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、使用人がその職務を補助しました。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の意見を尊重し、当該使用人の取締役からの独立性を確保しました。

リ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けました。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は文書・資料を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人から追加の説明・報告を受けました。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による経営活動への関与がないか、取締役の職務執行状況の監督を行いました。

ヲ. 財務報告の適正性を確保するための体制

管理部が中心となり、関係法令等が求める財務報告の適正性が確保されるよう活動しました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,641,366	流 動 負 債	748,321
現 金 及 び 預 金	2,631,038	買 掛 金	53,512
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	514,875	短 期 借 入 金	20,000
商 品 及 び 製 品	88,734	1年内返済予定の長期借入金	61,198
仕 掛 品	53,628	リ ー ス 債 務	24,028
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	300,359	未 払 金	144,604
そ の 他	53,090	未 払 法 人 税 等	137,109
貸 倒 引 当 金	△360	賞 与 引 当 金	23,200
固 定 資 産	2,458,057	役 員 賞 与 引 当 金	32,160
有 形 固 定 資 産	1,956,259	そ の 他	252,507
建 物 及 び 構 築 物	157,688	固 定 負 債	509,623
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	68,440	長 期 借 入 金	234,792
土 地	1,482,891	リ ー ス 債 務	54,860
リ ー ス 資 産	31,755	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	114,414
建 設 仮 勘 定	15,769	退 職 給 付 に 係 る 負 債	86,971
そ の 他	199,712	資 産 除 去 債 務	3,640
無 形 固 定 資 産	52,822	そ の 他	14,944
投 資 そ の 他 の 資 産	448,975	負 債 合 計	1,257,944
投 資 有 価 証 券	323,258	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	12,322	株 主 資 本	4,693,081
そ の 他	132,308	資 本 金	639,307
貸 倒 引 当 金	△18,913	資 本 剰 余 金	595,887
資 産 合 計	6,099,423	利 益 剰 余 金	3,646,261
		自 己 株 式	△188,375
		その他の包括利益累計額	147,698
		その他有価証券評価差額金	150,250
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,551
		新 株 予 約 権	700
		純 資 産 合 計	4,841,479
		負 債 純 資 産 合 計	6,099,423

連結損益計算書
(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,830,240
売上原価	3,665,502
売上総利益	2,164,737
販売費及び一般管理費	1,455,445
営業利益	709,291
営業外収益	
受取利息	969
受取配当金	5,083
受取賃貸料	6,810
為替差益	756
雇用調整助成金	6,516
その他	1,636
営業外費用	
支払利息	559
不動産賃貸費用	2,919
経常利益	3,479
特別損失	
固定資産除却損	659
投資有価証券評価損	42,269
税金等調整前当期純利益	727,585
法人税、住民税及び事業税	248,598
法人税等調整額	△9,845
当期純利益	684,656
非支配株主に帰属する当期純利益	445,904
親会社株主に帰属する当期純利益	－
	445,904

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	639,307	595,887	3,313,556	△188,194	4,360,557
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△113,199		△113,199
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			445,904		445,904
自 己 株 式 の 取 得				△181	△181
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	332,704	△181	332,523
当 期 末 残 高	639,307	595,887	3,646,261	△188,375	4,693,081

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	162,965	8,660	171,625	700	4,532,883
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△113,199
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					445,904
自 己 株 式 の 取 得					△181
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,714	△11,212	△23,927	－	△23,927
当 期 変 動 額 合 計	△12,714	△11,212	△23,927	－	308,596
当 期 末 残 高	150,250	△2,551	147,698	700	4,841,479

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,418,862	流 動 負 債	696,292
現 金 及 び 預 金	2,468,866	買 掛 金	50,511
受 取 手 形	134,314	短 期 借 入 金	20,000
売 掛 金	404,321	1年内返済予定の長期借入金	60,000
商 品 及 び 製 品	38,719	リ ー ス 債 務	23,090
仕 掛 品	53,628	未 払 金	144,604
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	301,268	未 払 費 用	43,190
そ の 他	18,121	未 払 法 人 税 等	136,794
貸 倒 引 当 金	△377	前 受 り 金	86,433
固 定 資 産	2,517,197	賞 与 引 当 金	21,963
有 形 固 定 資 産	1,928,164	賞 与 引 当 金	23,200
建 築 物	149,428	役 員 賞 与 引 当 金	32,160
構 築 物	7,947	そ の 他	54,343
機 械 及 び 装 置	62,020	固 定 負 債	503,424
工 具 、 器 具 及 び 備 品	180,979	長 期 借 入 金	230,000
土 地	1,482,891	リ ー ス 債 務	53,453
リ ー ス 資 産	29,126	退 職 給 付 引 当 金	86,971
建 設 仮 勘 定	15,769	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	114,414
無 形 固 定 資 産	52,822	資 産 除 去 債 務	3,640
リ ー ス 資 産	49,677	長 期 預 り 保 証 金	14,944
電 話 加 入 権	2,839	負 債 合 計	1,199,716
ソ フ ト ウ エ ア	305	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	536,210	株 主 資 本	4,585,392
投 資 有 価 証 券	323,258	資 本 金	639,307
関 係 会 社 株 式	0	資 本 剰 余 金	595,887
関 係 会 社 出 資 金	92,610	資 本 準 備 金	595,887
破 産 更 生 債 権 等	14,013	利 益 剰 余 金	3,538,572
繰 延 税 金 資 産	8,662	利 益 準 備 金	159,826
そ の 他	116,578	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,378,745
貸 倒 引 当 金	△18,913	別 途 積 立 金	1,100,000
資 産 合 計	5,936,059	繰 越 利 益 剰 余 金	2,278,745
		自 己 株 式	△188,375
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	150,250
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	150,250
		新 株 予 約 権	700
		純 資 産 合 計	4,736,342
		負 債 純 資 産 合 計	5,936,059

損 益 計 算 書

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,550,527
売 上 原 価		3,598,015
売 上 総 利 益		1,952,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,276,090
営 業 利 益		676,420
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,652	
受 取 賃 貸 料	6,810	
雇 用 調 整 助 成 金	6,516	
そ の 他	1,558	20,538
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	260	
不 動 産 賃 貸 費 用	2,919	3,180
経 常 利 益		693,778
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	659	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	42,269	42,928
税 引 前 当 期 純 利 益		650,850
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	241,354	
法 人 税 等 調 整 額	△14,246	227,108
当 期 純 利 益		423,742

株主資本等変動計算書

(自 2019年7月1日)
(至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	639,307	595,887	595,887	159,826	1,100,000	1,968,202	3,228,029	△188,194	4,275,030
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△113,199	△113,199		△113,199
当 期 純 利 益						423,742	423,742		423,742
自 己 株 式 の 取 得								△181	△181
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	310,542	310,542	△181	310,361
当 期 末 残 高	639,307	595,887	595,887	159,826	1,100,000	2,278,745	3,538,572	△188,375	4,585,392

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	162,965	162,965	700	4,438,696
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△113,199
当 期 純 利 益				423,742
自己株式の取得				△181
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,714	△12,714	－	△12,714
当 期 変 動 額 合 計	△12,714	△12,714	－	297,646
当 期 末 残 高	150,250	150,250	700	4,736,342

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月20日

シンポ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンポ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンポ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき、連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を実施するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論づける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月20日

シンポ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンポ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月21日

シ	ン	ポ	株	式	会	社	監	査	役	会	
			常	勤	監	査	大	西	一	彦	㊟
			監	査	役	(社	安	田	加	奈	㊟
			監	査	役	外	光	岡	要	次	㊟
					監	査			郎		

以 上

株主総会参考書類

＜会社提案（第1号議案）＞

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第50期の期末配当の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は141,496,175円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月23日といたしたいと存じます。

＜株主提案（第2号議案から第3号議案まで）＞

第2号議案および第3号議案は、株主さまからのご提案によるものであります。

第2号議案 剰余金処分（普通配当）の件

今後の配当性向を業績連動型とし、40%を目途とすることを提案します。よって今期の普通配当を35円とする。

第3号議案 剰余金処分（記念配当）の件

創立50周年を迎え記念配当として20円を提案します。

この度、提案する普通配当35円と記念配当20円、計55円の株主還元の実行を強く期待いたします。尚、この提案を第50期定時株主総会招集通知に記載して戴く事を願います。

（会社注）本株主提案の内容は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

- ①当社では、株主への利益還元を企業経営における最重要事項のひとつと考え、将来への成長投資と株主への利益還元のバランスをとりつつ、配当性向30%程度を目標に、業績を鑑みた安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

当社は2020年6月期通期業績見込みを、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、2020年5月7日に修正いたしました。前期実績と比べて減収減益の見込みであります。また当社は、従来の名古屋工場が老朽化するなか、更なる事業拡大を目指して新工場建設を予定しております。既に2020年5月に工場用地として9,878㎡の土地を取得し、今後、工場建設やその他付帯設備などの設備投資を予定しております。

本来であれば、前述の業績見込みの修正及び新工場建設の設備投資を踏まえ、第50期の期末配当につきまして前期実績より減額をする予定でありましたが、創立50周年であることも考慮いたしまして、従来発表させていただきました1株当たり配当金25円とさせていただいております。

従いまして、本議案は、当社の配当政策及び資金の活用方針に合致せず、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しないと判断いたします。

- ②上述のとおり、業績見込みの修正、新工場建設の設備投資及び創立50周年であることなどを考慮いたしまして、第50期の期末配当を1株当たり25円とさせていただいております。

従いまして、本議案は、当社の配当政策及び資金の活用方針に合致せず、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しないと判断いたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯪の間」
電話 (052) 762-3151 (代表)

交通機関 地下鉄東山線・池下駅下車 徒歩3分

